

安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、訪問介護を行う事業所がない市内南部地域において、訪問介護事業所を開設する事業者を支援し、市内における介護サービス提供体制の確保を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを目的として、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「訪問介護」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、令和6年4月1日時点において山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定されている市内の区域のうち、訪問介護事業所が設置されていない区域（以下「対象区域」という。）内に訪問介護事業所（サテライト事業所を含む。）を新たに開設する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）法人格を有していること。

（2）島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第64号）に規定する指定訪問介護事業者又は令和7年3月31日までに指定訪問介護事業者の指定を受ける見込みのある者であること。

（3）市税を滞納していないこと。

（4）第5条の規定により認定を受けた者（以下「認定補助事業者」という。）

(補助対象事業費及び補助金の額)

第4条 補助金交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）及び補助金の額は別表第1のとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。

（1）対象区域内に開設する訪問介護事業所の開設又は運営に直接的な関係が認

めらない経費

(2) 飲食に関する経費

(3) その他適当と認められない経費

(事業計画)

第5条 事業計画の認定を受けようとする者（以下「事業実施予定者」という。）は、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して令和7年3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書（原本）

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 訪問介護事業所の運営規定

(4) 組織体制図

(5) 就業規則及び給与規定の写し

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めたときは、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業計画認定通知書（様式第2号）により当該申請した者に通知するものとする。

3 事業実施予定者は、第1項の規定により申請した内容を変更しようとするときは、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業計画変更認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、認定を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の認定をした場合に準用する。

(審査)

第6条 事業を有効かつ適正な事業とするため、申請のあつた事業計画の審査は、審査会に付託する。ただし、前条第3項の申請における審査の場合は、審査会の開催を省略することができる。

(審査会)

第7条 審査会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、安来市介護保険運営協議会設置要綱（平成25年安来市告示第35号）に規定する安来市介護保険運営協議会の委員のうち、事業実施予定者と利害関係のないと認める者を市長が委嘱する。

3 審査会に会長1人を置き、委員のうちから互選する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

(交付申請)

第8条 認定補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付申請書（様式第3号）に収支予算書（様式第4号）を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第10条に掲げる承認を受けようとするときは、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金変更承認申請書（様式第6号）に変更収支予算書（様式第4号）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、交付対象事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して1月を経過する日又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日まで、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(交付請求)

第12条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限等)

第13条 補助事業者は、当該補助事業により効用が増加した財産が、市長の承認を受けることなく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、

又は担保に供されないよう、財産を管理する義務を負う。

2 前項の規定は、補助金の交付から5年を経過した場合又は別表第2により算出した金額を市に納付した場合は、適用しない。

3 補助事業者は、補助金の交付から5年を経過するまでの間に、その責に帰すべき事由によらずに、当該補助事業の対象となる財産が補助金の交付の目的に従って使用することができなくなったときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、別表第2により算出した当該財産に係る補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第13条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 4 条関係）

事業区分	補助対象事業費	補助金の額
初期投資支援	訪問介護事業所の開設及び運営に必要な設備投資に要する費用	補助対象事業費に 4 分の 3 を乗じて得た額(当該額に 1,000 円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)。ただし、300 万円を限度とする。
人材確保支援	訪問介護事業所の開設及び運営のために令和 6 年 4 月 1 日以後に新たに採用した介護従事者(雇用保険加入対象者に限る。)の人件費。ただし、同一人に対しての人件費は、採用又は訪問介護事業所へ配置後 12 月以内のものに限る。	実支出額と月額 10 万円に新たに採用した介護従事者が従事した月数を乗じて得た額を比較して少ない額(当該額に 1,000 円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)。ただし、360 万円を限度とする。

別表第 2（第 13 条関係）

経過年数	納付額
1 年未満	補助金交付額の全額
1 年以上 2 年未満	補助金交付額の 80%
2 年以上 3 年未満	補助金交付額の 60%
3 年以上 4 年未満	補助金交付額の 40%
4 年以上 5 年未満	補助金交付額の 20%

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

安来市長 様

申請者 所在地

法人名

代表者名

（記名押印又は署名）

中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業計画認定（変更認定）申請書

中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業の（変更）計画の認定を受けたいので、
安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により申請します。

記

事業計画書 別紙のとおり

※事業計画変更認定申請の場合は、「事業計画書」を「変更事業計画書」とする。

(別紙)

事業計画書

1. 申請者の概要

法人名称			
主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
連絡先	電話番号		FAX 番号
	Email		
法人等の種類			
代表者職名・氏名			
代表者の住所			
既に指定を受けている事業所・施設の種類	指定居宅サービス		
	施設サービス		
	指定介護予防サービス		
介護保険事業所番号			
従業者の員数	訪問介護員等		
		専従	兼務
	常勤	人 (内訪問介護 人)	人 (内訪問介護 人)
	非常勤	人 (内訪問介護 人)	人 (内訪問介護 人)
訪問介護の年間利用者数 (実人数)	人		
訪問介護の年間利用者数 (延べ人数)	人		

備考 申請年度の4月1日時点の内容を記載する。

備考 事業計画書を変更する際は、「事業計画書」を「変更事業計画書」とし、変更する部分を朱書きする。

2. 訪問介護事業所の指定に関する計画

事業所	名称				
	所在地				
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
管理者	氏名				
	住所	(郵便番号 -)			
	訪問介護員との兼務の有無	☐ 有 ☐ 無			
サービス提供責任者	氏名				
	住所	(郵便番号 -)			
共生型サービスの該当の有無		☐ 有 ☐ 無			
従業者の員数		訪問介護員等			
		専従		兼務	
		常勤	人	人	
		非常勤	人	人	
		常勤換算後の人数	人	人	
年間利用見込み者数（実人数）		人			
年間利用見込み者数（延べ人数）		人			

訪問介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合（サテライト事業所）

事業所	名称				
	所在地				
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
従業者の員数		訪問介護員等			
		専従		兼務	
		常勤	人	人	
		非常勤	人	人	
年間利用見込み者数（実人数）		人			
年間利用見込み者数（延べ人数）		人			

備考 訪問介護事業を事業所所在地以外の場所（サテライト事業所）で一部実施する場合、下段の表に記載する。また、従業者の員数及び年間利用見込み者数については、上段の表にサテライト事業所の数字も含めて記載する。

3. 新たに開設する訪問介護事業所の運営に関する計画

開設の目的 ※1				
事業所運営方針 ※2				
事業所開設地域等についての考え ※3				
職員採用方針及び採用活動の内容 ※4				
採用計画人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
常勤	人	人	人	
非常勤	人	人	人	
採用職員の待遇 ※5				
職員研修方針 ※6				
地域連携の考え方 ※7				

※1 新たに訪問介護事業所を開設する動機及びおおむね5年後の将来ビジョンを記載する。

※2 開設の目的欄に記載した5年後の将来ビジョンを実現するための運営方針、経営戦略等を記載する。

※3 事業所を開設する地域の希望及び施設の確保方法の考え方について記載する。

※4 職員を採用するに当たっての方針、採用活動の具体的な方法等を記載する。

※5 常勤、非常勤職員ごとに求人を出す際に想定する給与手当の額、有給休暇付与日数、福利厚生の内容等について記載する。

※6 職員のキャリアアップ、定着を促進するための方針及び研修内容等を記載する。

※7 地域資源の活用、医療機関、地域住民組織等との連携又は地域内における地域貢献活動について取り組む計画があれば記載する。

4. 新たに開設する訪問介護事業所の3か年の収支計画

【収入】

単位：千円

科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
合計				

【支出】

単位：千円

科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
合計				
収支				

備考 適宜項目及び欄を追加しても良い。

5. 補助金活用計画

(1) 初期投資支援

単位：千円

整備内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計			

備考 補助対象とする整備内容及び事業費を整備年度ごとに記載する。

10万円以上の施設整備又は備品購入を行う場合は、図面、見積書、カタログ等整備内容の詳細及び必要な理由が分かる資料を添付すること。

(2) 人材確保支援

単位：千円

人件費の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給与手当			
法定福利費			
合計			

備考 補助対象とする人件費の内容及び事業費を年度ごとに記載する。

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

安来市長



中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業計画認定通知書

年 月 日付けで申請のあった中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業について、計画を認定したので、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

安来市長 様

申請者 所在地

法人名

代表者名

（記名押印又は署名）

中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付申請書

年度において中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金の交付を受けたいので、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業の名称	中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業	
事業の目的	訪問介護を行う事業所が不在な市内南部地域において、訪問介護事業所を開設し、介護サービス提供体制の確保を図り、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりを行うことを目的とする。	
補助対象期間	開始予定年月日	年 月 日
	終了予定年月日	年 月 日
補助金額	円	
事業内容	事業計画書（別紙）のとおり	
添付書類	収支予算書（様式第 4 号）	

様式第 4 号（第 8 条、第 1 0 条関係）

年度 収支予算書

< 収入 >

単位：円

経費区分	予算額	摘要
補助金		中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業
自己資金		
合計		

< 支出 >

単位：円

経費区分	事業内容	予算額	負担区分		積算根拠
			補助対象 経費	補助対象外 経費	
初期投資支援					
	小計				
人材確保支援					
	小計				
合計					

備考 収入、支出それぞれの合計は、一致する。
収支予算書を変更する際は、「収支予算書」を「変更収支予算書」とし、変更前の金額を上段（ ）内に記載し、変更後の金額を下段に記載する。

指令 第 号
年 月 日

様

安来市長



中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業について、下記のとおり決定（却下）したので、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

補助事業等の名称	中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業
補助金等の交付対象事業及びその内容等	補助金交付申請書に記載のとおり
補助金額	円
交付の条件	・ 補助事業者は、安来市補助金等交付規則及び安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱に従うこと。 ・ 上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続を行うこと。
却下の場合の理由	

年 月 日

安来市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者名

中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定のあった事業について、
下記のとおり内容を変更したいので、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援
事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により申請します。

記

事業の名称	中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業			
変更の理由				
補助対象期間	開始予定年月日	(	年	月 日)
			年	月 日
	終了予定年月日	(	年	月 日)
			年	月 日
補助金額	(円) 円			
変更事業内容	変更事業計画書（別紙）のとおり			
添付書類	変更収支予算書（様式第4号）			

備考 表中、変更前は上段（ ）内に記載し、変更後は下段に記載する。

指令 第 号
年 月 日

様

安来市長



中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更申請のあった中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業について、下記のとおり決定したので、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助事業等の名称	中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業	
補助金等の交付対象事業及びその内容等	補助金変更承認申請書に記載のとおり	
補助金額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引額	円
交付の条件	・ 補助事業者は、安来市補助金等交付規則及び安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金交付要綱に従うこと。 ・ 上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、速やかに市長に報告するとともに必要な手続を行うこと。	

年 月 日

安来市長 様

申請者 所在地
法人名
代表者名

中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた事業について、
事業が完了しましたので、安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業費補助
金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称	中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業		
補助対象期間	開始年月日	年	月 日
	終了年月日	年	月 日
補助金額	円		
事業内容	別紙事業報告書（様式第 9 号）のとおり		
添付書類	・収支決算書（様式第 1 0 号） ・支出に係る証拠書類の写し		

様式第 9 号（第 11 条関係）

事業報告書

1. 申請者の概要

法人名称			
主たる事務所の所在地	(郵便番号 —)		
連絡先	電話番号		FAX 番号
	Email		
法人等の種類			
代表者職名・氏名			
代表者の住所			
既に指定を受けている事業所・施設の種類	指定居宅サービス		
	施設サービス		
	指定介護予防サービス		
介護保険事業所番号			
従業者の員数	訪問介護員等		
		専従	兼務
	常勤	人	人
	非常勤	人	人
	常勤換算後の人数	人	人
年間利用者数（実人数）	人		
年間利用者数(延べ人数)	人		

備考 申請年度の 3 月 31 日又は事業完了日のうちいずれか早い日の時点の内容を記載する。

2. 訪問介護事業所の指定に関する実績

事業所	名称				
	所在地				
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
管理者	氏名				
	住所	(郵便番号 -)			
	訪問介護員との兼務の有無	☐ 有 ☐ 無			
サービス提供責任者	氏名				
	住所	(郵便番号 -)			
共生型サービスの該当の有無		☐ 有 ☐ 無			
従業者の員数		訪問介護員等			
		専従		兼務	
		常勤	人	人	
		非常勤	人	人	
		常勤換算後の人数	人	人	
年間利用者数（実人数）		人			
年間利用者数（延べ人数）		人			

訪問介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合（サテライト事業所）

事業所	名称				
	所在地				
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
従業者の員数		訪問介護員等			
		専従		兼務	
		常勤	人	人	
		非常勤	人	人	
年間利用者数（実人数）		人			
年間利用者数（延べ人数）		人			

備考 申請年度の3月31日又は事業完了日のうちいずれか早い日の時点の内容を記載する。

訪問介護事業を事業所所在地以外の場所（サテライト事業所）で一部実施する場合、下段の表に記載する。また、従業者の員数及び年間利用者数については、上段の表にサテライト事業所の数字も含めて記載する。

3. 新たに開設する訪問介護事業所の運営に関する実績

開設の目的 ※1				
事業所運営方針 ※2				
事業所の所在地及び周辺環境 ※3				
採用活動の実績 ※4				
採用実績人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
常勤	人	人	人	
非常勤	人	人	人	
採用職員の待遇 ※5				
職員研修の実績 ※6				
地域連携の実績 ※7				

※1 新たに訪問介護事業所を開設する動機及びおおむね5年後の将来ビジョンを記載する。

※2 開設の目的欄に記載した5年後の将来ビジョンを実現するための運営方針、経営戦略等を記載する。

※3 開設した事業所の所在地及び周辺環境について記載する。

※4 実際に行った職員の採用活動等を記載する。

※5 常勤、非常勤職員ごとに職員に対する給与手当の額、有給休暇付与日数、福利厚生の内容等について記載する。

※6 職員のキャリアアップ及び定着を促進するために行った研修内容等を記載する。

※7 地域資源の活用、医療機関、地域住民組織等との連携又は地域内における地域貢献活動について取り組んだ実績を記載する。

4. 新たに開設する訪問介護事業所の3か年の収支実績

【収入】

単位：千円

科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
合計				

【支出】

単位：千円

科目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	摘要
合計				
収支				

備考 適宜項目及び欄を追加しても良い。

事業実施済みの年度は実績値を未実施の年度は計画値を記載する。

5. 補助金活用実績

(1) 初期投資支援

単位：千円

整備内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計			

備考 整備内容及び事業費を整備年度ごとに記載する。

事業実施済みの年度は実績値を、未実施の年度は計画値を記載する。

(2) 人材確保支援

単位：千円

人件費の内容	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給与手当			
法定福利費			
合計			

備考 人件費の内容及び事業費を年度ごとに記載する。

事業実施済みの年度は実績値を、未実施の年度は計画値を記載する。

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

年度 収支決算書

< 収入 >

単位：円

経費区分	決算額	摘要
補助金		中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業
自己資金		
合計		

< 支出 >

単位：円

経費区分	事業内容	決算額	負担区分		積算根拠
			補助対象 経費	補助対象外 経費	
初期投資支援					
	小計				
人材確保支援					
	小計				
合計					

備考 収入、支出それぞれの合計は、一致する。

様式第 1 1 号（第 1 2 条関係）

中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金請求書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年度安来市中山間地域等訪問介護事業所開設支援事業補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

安来市長 様

申請者 所在地

法人名

代表者名

（記名押印又は署名）